

令和4年塩尻市議会 10月臨時会

総務産業常任委員会会議録

○日 時 令和4年10月11日（火） 午後2時09分

○場 所 全員協議会室

○審査事項

議案第 1号 塩尻市都市公園の指定管理者の指定について

議案第 2号 財産の処分について

議案第 3号 市道路線の廃止及び認定について

○出席委員

委員長	中野 重則 君	副委員長	赤羽 誠治 君
委員	牧野 直樹 君	委員	柴田 博 君
委員	丸山 寿子 君	委員	中村 努 君
委員	青柳 充茂 君	委員	横沢 英一 君
委員	篠原 敏宏 君		

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

○議会事務局職員

事務局長	小松 秀典 君	事務局次長	小澤 秀美 君
事務局係長	酒井 千鶴子 君		

午後2時09分 開会

○委員長 ただいまから 10月臨時会総務産業常任委員会を開会いたします。本日の委員会は委員全員が出席されております。

それでは、審査に入る前に理事者から挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○教育長 本日はお忙しい中、総務産業常任委員会を開催いただきまして誠にありがとうございます。御提案を

申し上げております議案につきまして、よろしく御審査を賜りますようお願いいたします。

○**委員長** ありがとうございます。それでは、本日の日程を申し上げます。当委員会に付託された議案は、別紙委員会付託案件表のとおりであります。日程について副委員長から説明いたします。

○**副委員長** 本日は、各議案の審査を行います。なお、その他の予定はありませんのでよろしくお願いいたします。以上です。

○**委員長** それでは、ただいまから議案の審査を行います。円滑な議事進行のため、委員長の指名を受けた者のみの発言とし、簡潔明瞭な説明、一問一答方式による質問、答弁を心がけていただくよう御協力をお願いいたします。また、発言は必ずマイクを通していただきますようお願いいたします。

議案第1号 塩尻市都市公園の指定管理者の指定について

○**委員長** それでは、議案第1号塩尻市都市公園の指定管理者の指定についてを議題といたします。説明を求めます。

○**都市計画課長** 私からは、議案第1号塩尻市都市公園の指定管理者の指定について御説明をいたします。議案関係資料の1ページをお願いいたします。

提案理由につきましては、塩尻市都市公園の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

概要につきましては、施設の名称ですけれども小坂田公園であります。施設の所在地は、塩尻市大字塩尻町1090番地です。指定の相手方は、TOYBOX・松本山雅共同事業体です。指定の期間につきましては、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間となります。

それでは、選定の経過を御説明いたします。本年6月に指定管理者の公募を行ったところ、8月2日までに2社から参加表明及び応募書類の提出があり、応募資格等の書類審査を行った後、9月16日にプレゼンテーションによる対面審査を行いました。選定審査は、塩尻市公の施設指定管理者選定審査・評価委員会7名により行い、2社からのプレゼンテーションとヒアリングによる審査の結果、TOYBOX・松本山雅共同事業体を優先交渉権者として決定したものです。

お配りした参考資料を御覧ください。この資料は、塩尻市のホームページで公表しているものです。資料の中で主な選定理由ですが、自主事業の実現性が高いことや、SNS等によるプロモーションに力を入れることが高評価でした。また、維持管理を行う際、専門が異なるグループで対応することで、安定的に施設管理が行えるところも評価されたところです。

次に、指定管理料についてですが、議案第4号令和4年度塩尻市一般会計補正予算（第7号）で、債務負担行為の補正をお願いしていますけれども、指定管理料として令和5年度から令和9年度までの5年間の債務負担行為限度額を2億7,000万円としているところです。単年度に直しますと5,400万円の指定管理料となっております。

私からの説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○**委員長** ありがとうございます。それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問がありましたらお願いいたします。

○中村努委員 この指定の相手先ですが、5社の共同事業体ですけれども、これはそれぞれどういった役割があるのかということが1点。公園の事務所か何かに常駐しているような受付業務とかをしたいと思います、そういう方はどこかの代表のところが入るのか、5社の中で1つのチームを組んで管理していくのか、その辺教えてください。

○都市計画課長 5社につきましては、議案第1号の1ページ目にあります松本土建株式会社、株式会社アイネット、株式会社コンフォール、ルピナ中部工業株式会社、株式会社松本山雅という形の構成となっております。松本土建につきましては、御承知のとおり建設ですとか土木が専門の業者である。株式会社アイネットについては、電気が専門の業者である。また、株式会社コンフォールについては、ビルメンテナンス等の清掃がメインの会社である。あとルピナ中部工業株式会社については、水道や設備系の会社となっております。株式会社松本山雅については、スポーツ系という形になっておりまして、それぞれの会社が今回指定管理の中に、建物もありますし、芝管理もありますし、そういったところでそれぞれの役割できちんと管理ができると御説明があったところです。

受付業務とかそういった細かい内容については、この5社が1つのチームで組織されておりますので、それぞれの会社から人を出し合って、直接小坂田公園に人を配置をして、その中できちんと指定管理をしていくと説明を受けたところです。

○中村努委員 道の駅にもなるわけですがけれども、通常、道の駅の責任者、通称駅長さんと呼ばれる方がいると思うのですが、この場合はどういった方がなるのでしょうか。

○都市計画課長 道の駅自体は、指定管理を受けたところで代表して駅長という形で、それぞれ管理と言いますか、道の駅に設備的な情報発信拠点ですとか、24時間トイレを付けなければいけないとか、公衆電話がなければいけない、こういった要件があります。こういった要件は今回の整備の中で、前回同様きちんと作っておりますので、道の駅連絡会のような、そういった全国には情報共有する組織がありますので、そういうところにはこのTOYBOX・松本山雅共同事業体が代表して出ていく形になります。

○柴田博委員 今回の指定の相手方ですけれども、今回の小坂田公園の指定管理のためにこういうグループを作ったのか、それともこういう同じようなグループでほかでも同じようなことをされているのか。もしやっているとすれば、どんなところで実績があるのか、その辺をお願いします。

○都市計画課長 現在、TOYBOXという会社ですけれども、TOYBOXが共同事業体ということで設置しまして、今のところ14施設で指定管理を行っているような企業です。主な施設としましては、長野県松本平広域公園ですとか同じ場所にありますサンプロアルウィン、ほかには松本市のアルプス公園ですとか、あがた運動公園といったところを指定管理を受けて行っております。

○柴田博委員 それには、紹介していただいたところは全部同じメンバーで、この5社でということですか。

○都市計画課長 今言ったところは、松本山雅を抜いた4社の共同事業体のTOYBOXが受けているところです。今回は、TOYBOXとそれにプラスして松本山雅が一緒になって、小坂田公園は管理をしていくといったことであります。

○委員長 よろしいですか。

○篠原敏宏委員 個々の施設ごとに管理の対応だとか異なってくると思うのですが、例えばマレットゴルフ場、

これに関して今までシルバー人材センターに委託をしたりとか。要は、常時そこに人が張りつく形で管理をしてこられたと思います。今度は今の話ですと、トータルでTOYBOXが全ての施設をやるというふうにお聞きしました。例えばマレットゴルフ場は、管理を他へ委託するとかお願いするとかという部分は、場所ごとにありますか。

○都市計画課長 細かい話になってしまうのですが、人員配置の関係は、TOYBOXとしまして、所長、副所長1名ずつで常勤を置く、あと事務の受付として1名を置く、3名は人を常駐させるといった提案がありました。

また、ゴーカートのスタッフですとか草刈りですとかトイレの清掃等々については、それぞれの会社から派遣をしまして業務を行うと聞いております。それに足りない部分については委託といった形で聞いておりますので、それがシルバー人材センターであるのかといったところまでは、まだ正確なところは聞いておりませんが、市としましては、当然塩尻市内の公園ですので、シルバー人材センターですとか塩尻の方がきちんと働けるような形で使っていただければといったところは、今後調整したいと考えているところであります。

○篠原敏宏委員 ということは、このマレットゴルフ場も全ての指定管理の中に含まれる、そして個々の施設については、この委託者のほうでそれぞれに管理の対応を定めていく。トータルではTOYBOXが管理をする、そういう認識でよろしいですか。

○都市計画課長 そのとおりです。

○篠原敏宏委員 それでいいと思うのですが、今までマレットゴルフ場専門に人の配置をして管理をしてきたところが、全体になると管理が薄まってしまわないか、あるいは目が届かなかつたり、あるいは季節的に手が入らなかつたりという心配をしますけれど、その辺は市からこのように最低限はやってくれとか、あるいはマレットゴルフ場は常にこの状態にしておいてほしいとか、そういうやり取りはあるのですか。

○都市計画課長 今の内容につきましては、一番最初に小坂田公園の指定管理者募集要項という要項を出しております、その中に清掃の回数ですとか草刈りの回数ですとか、そういったものを全てうたっています。それに基づいて業者は行っていたか形です。当然、それが最低条件ですので、それ以上のものは行っていたかといったことで、私どもは理解しているところです。

○篠原敏宏委員 個々にかかる経費だとか、まったく同じようなことに関して、例えば利用料を徴収したり利用料を頂いたりという、いわゆる利用料の関係の決めというのはどのようになっていますか。

○都市計画課長 利用料については、前回の6月議会で条例改正して決めておりますし、そういった部分については、あくまでも全て条例に基づいて指定管理者で今回利用料という形で徴収することになります。

○委員長 よろしいですか。ほかはいかがでしょうか。

○中村努委員 小坂田公園の工事の進捗状況についてお伺いします。Park-PFIの関係、飲食店と売店。飲食店は相手が決まって来年4月から営業開始ということで、売店のほうはまだ決まっていないという段階です。現地を見ると、まだ工事が何も手をつけられていないような状況ですけれど、まず飲食店は4月の営業に間に合うのかということと、売店はどのようにするのか、その辺聞かせてください。

○都市計画課長 飲食店の関係につきましては、この9月中旬までに信州芽吹堂と設計協議を終了し、建築面積が最終的に確定しましたので、それに基づいてこの9月27日に認定計画の変更を行っております。現在、建築確

認の申請手続中で、11月中旬くらいまでには現地で着手したいということでお聞きしております。完成ですけれども、3月末までに引渡しとなるということで、それ以降4月に入り、店舗営業の人ですとか商品ですとか、そういう部分を会社で調整して、5月の連休前にはオープンしたいと伺っております。

売店につきましては、現在、幾つかのコンビニと話をしておりますけれども、その中の1つが少し興味を示しておりますけれども、まだ完全に出店するといったところまでには至っていないといった状況です。なので、今後も引き続き、少し売店についても調整を進めながら何とか設置できるような形で調整をしたいと考えているところであります。

○中村努委員 売店のほうですけど、なかなか難しいということで、どういうところがネックになっているのかよく分からないのですけれども、これは絶対必要な施設だと思いますので、いろいろ条件等受けてくれそうならうちに柔軟に考えてもいいのかなと私は思っておりますので、また御検討いただきたいと思います。

○委員長 ほか、いかがですか。

○牧野直樹委員 この選定基準の配点方法から見ると、この2社ともえらく大した会社でないという感じを受けるのです。配点700点に対して優先交渉権者というのが438点で、大体平均60点ちょっとですね。交渉権者の370というのは大体50点ちょっとの、大体似たような会社ということだよ。これはもっと成績のいい人を期待していたのだけど、これだと平均より若干上の中くらいの会社ということだよ。そうすると、例えば価格の場合の0.00というのは、これは価格はどういうことか。高いのか、安いのか。この0.00というのを説明してください。配点方法0点ということか。

○都市計画課長 0.00というのは、一応5年間の最低価格を示しております、それとぴったりでありますと10点のうち0点という点数になっております。片方の右側の交渉権者のほうの価格0.7点というのは、若干それより低い金額が提案書で出てきたということで、0.7点加点されているといったところです。

○牧野直樹委員 では、その指定管理料についても、この会社の評価どおり、例えばこの会社が全体の60点の会社だとすると、指定管理料も100点ではなくて60点と、そういう指定管理料が当然出てくるわけだよ。べらぼうに高い指定管理料とか、それだとその会社に見合わない、報酬が。そういうことをもうちょっと検討してもらって、これからのことだと思うのだけど、指定管理料は十分に詰めていただいて、その会社に見合うだけの管理料でやっていただきたいと思うのだけど。そういう会社の評価はない、この会社は。60点だ、大体。これでは、高校入試だとしたら、中くらいの高校にしか行けないということだ。もっと優秀なそういう企業はなかったのか。応募がなかったということは、小坂田公園に魅力がなかったということか。そういうことだよ。そこをちょっと説明してみてくれないか。

○都市計画課長 牧野委員はそういう捉え方をするかと思いますけれども、審査委員の方は、これは公正に7名の審査委員の中で審査をした結果です。これが100点でなければいけないといったことを今回の審査委員の中で審査をしているわけではなくて、やはり当然、この2社のうち1社が、今回TOYBOX・松本山雅が優先交渉者という形になっているのですけれども。当然ワールドインテックにもいいところがありましたし、それよりも今回のTOYBOX・松本山雅のほう点数が上だったといったところで。これは今回は満点でなければいけないといった審査ではありませんので、あくまでも提案書に基づいて、どちらのほうがかちゃんと小坂田公園の管理ができるかといった審査をしております。

例えば今現在、私どもが小坂田公園の管理をしているのですけれども、それが100点ではないと思いますし、当然私どもがやるよりも、民間の活力を使って、きちんと指定管理でここを利用する方たちに満足に利用していただくことが大切だと思います。牧野委員のおっしゃることも分かりますけれども、一応こういった形で結果として、今回指定管理という形で提案させていただきます。

○**牧野直樹委員** 100点とか200点とか、そんなことを言っている次元の低い話ではない。100点に近い60点と50点ではどの会社も同じというふうに見られる。その中で、点数をつけてやっていったら、たまたまこっちの人のほうが10点多かったということだ。それで決定したということだと思うのだけれど、だから、その価格についても0点というのは、本当に最低価格とぴったりだったから0点だと。こういうふうにやっていって、最低価格と何でぴったりになるのかなというの、それも不思議で分からないけれど。その7人の公正というのは、指定管理の審査の公正か。ちょっと教えてくれる。

○**建設事業部長** 評定の選定審査と評価委員会の識見を有する方が5名いらっしゃいまして、八十二銀行の支店の方とか、社会労務士の中信支部の方、人権擁護委員、信州大学経法学部の教授、経済研究所の調査部の方、あと私ども市のほうでは副市長、企画政策部長、私ということで委員はなっております。先ほどの点数の件ですけれども、一応標準的な普通の標準の内容であると0.5という係数を掛けますので、90点であれば45点ということになります。優れているという評価点になると0.75掛けになりますので、もし10点あれば7.5点という形になりますので、約5割から7割の間ぐらいが、優れている部分では入る点数になってくるのではということです。

○**牧野直樹委員** いろいろな指定管理者を今までこうやって検討させていただいた中で、ちょっとその点数が低いのではないかと。今まで指定管理をいろいろ出している中で、こういう配分を見たときに、君、それだけ厳しい配分をしたのか。そのTOYBOX・山雅というのは、それだけこういう評価点にも関わらず、皆様が思うのに、それ以上期待の持てる指定管理者かどうかというのを、もしそちらで自信があつて、そうですと言うのなら、私は納得していろいろ言わない。その辺だ。この会社で指定しても、自信を持ってオーケーと言えるかどうかというのを担当課長にお聞きしたい。

○**都市計画課長** 自信を持って、この会社は小坂田公園をきちんと管理していただけたと考えておりますし、来場者にとっても今まで以上な賑わいのある公園にさせていただけるものと考えております。

○**牧野直樹委員** なぜこんなことを言うのかというと、私も長年小坂田公園に携わっていたもので、これを他人の手に渡してしまうのが何か不安で不安で仕方がなかった。今、課長がそれだけ自信を持って言ったのであれば、何年契約でしたか、5年間黙って見ていく、結果を。もうこれ以上は言わない、以上です。

○**委員長** ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、質疑を終了いたします。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないので、採決を行います。議案第1号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第1号塩尻市都市公園の指定管理者の指定については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

次に進みます。

議案第2号 財産の処分について

○委員長 続きまして、議案第2号財産の処分についてを議題といたします。説明を求めます。

○産業政策課長 それでは、議案第2号財産の処分について説明させていただきます。議案関係資料の2ページ目を御覧ください。

提案理由としまして、今泉南テクノヒルズ産業団地の土地を処分することにつきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものです。なお、条例では議会の議決を付すべき財産の処分は、予定価格2,000万円以上の不動産の売払いで、土地については1件5,000平米以上のものに限っておりますが、今泉南テクノヒルズ産業団地の売払いにつきましては、一体の土地と見なし、平成13年の販売当初から大小に関わらず、全ての処分案件を議会に諮ってまいりましたので、今回も同様に上程をさせていただきました。

概要についてですが、今泉南テクノヒルズ産業団地で平成13年に用地を取得し、平成15年から操業しております有限会社丸山化成から自社工場の隣接地、次の3ページ目を御覧ください。現在、丸山化成は⑧の土地で操業しておりますが、その隣、⑦の区画の購入希望があったことから、今回売却するものです。なお、この土地につきましては、平成18年から丸山化成に市が貸し付けている土地となっております。

売却面積は、4,491.50平米。売却金額につきましては、分譲価格1億150万円に対し、これまで丸山化成が塩尻市に17年間で2,240万円余りの賃料を支払っておりますので、その差額、7,907万7,841円を売却金額としております。

また、参考までに今泉南テクノヒルズ産業団地の立地状況ですが、全体の分譲予定面積に対し、今回の処分で約65%が売却済みとなり、事業用借地は7区画、3万4,876.89平米となります。私からの説明は以上となります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員長 ありがとうございます。それでは質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○中村努委員 平成13年から分譲を始めているのですが、この売却単価というのは、これは変動はしているのでしょうか。

○産業政策課長 当時の売却単価につきましては、そのときにかかった例えば工事費ですとか、そういった諸々を含めまして算出をさせていただいています。当時はそのままの単価で売っておりまして、今回につきましても、当時のその分譲単価をそのまま利用させていただいて、契約をしていきたいと考えております。

○中村努委員 こういった工業団地の土地というのは、いわゆる土地相場というか、そういうのは変わらないものなのですか。

○産業政策課長 本来であれば、例えば近くの売買実例ですとか地価公示価格等々を参考に、時点修正等を行うケースがあるかと思いますが、今泉南につきましては、現在、賃貸借で貸している土地の造成費分を市の土地開発公社が立て替えているような状況になっておりますので、市としましては、そちらに売ったところの部分に

については、お金を返していかなければいけないという形がありますので、今回につきましては、価格変動をさせない、当時の販売価格で売っていくという形を取らせていただいています。

○中村努委員 それは一般的なルールなのですか。

○産業政策課長 一般的には、本来であれば、土地の不動産鑑定を取るですとか、そういった形で決めていくのが普通かと思っております。ただし、先ほどもお話ししましたけれども、今泉につきましては、土地開発公社に立て替えていただいている当時の開発費がありますので、市としては、それを返していかなければいけないという中で、今回の分譲価格は当時の価格をそのまま使わせていただいております。

○中村努委員 分かっているのですが、それがルール上、別に問題ないという理解でいいのですね。

○産業政策課長 今回につきましては、先方の丸山化成も同意していただいておりますので、ルール上は問題ないかと考えております。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○篠原敏宏委員 事業用借地の残っているのが今7件ありますよね。これは、行く行くはみんな買い取っていただくという方向になっているのですか。

○産業政策課長 本来であれば、原則購入ということで、事業用借地を始めた当時から、それぞれの事業者の皆様とは契約をさせていただいておりますが、例えばリーマンショックであったり、東日本大震災、今回のコロナ等で、事業者の活動の範囲ですとか資金、そういったところも不安定なところがありまして、なかなか購入まで至っていないというのが現状であります。ただ、定期借地を行っておりますが、そういったところにつきましても市内の産業の振興であったり、雇用の創出等は図られていますので、契約のたびに購入を促していくということは大前提で考えております。

○篠原敏宏委員 市が持っていて、そういった形でそこを貸しているところが、土地開発公社が初期投資をしているので、借金は市が返していて、要は、そこに見合うお金がいつまでたっても入ってこないということだと困るが、現時点での状況をお聞きすると、スムーズに買い取りが進んでいるとは必ずしもそうではないという評価のようですが、将来的に、そうはいつでも最終的には買い取ってもらわないと勘定が合わない理屈になっているのではないかと。そのあたりはどうなっていますか。

○産業政策課長 毎年、市の土地開発公社に市からお支払いしているのは、当時の固定資産税評価額の6%分を土地開発公社と契約して払っています。賃料としまして、3年に1度、評価替えがありますので、それに基づいて事業者から頂いているという状況で、毎年、若干、土地単価自体が下がっているものですから、一部市の持ち出しの部分は発生しておりますが、できる限り、その差がなくなるような形で土地開発公社へお金を返していきたいと考えております。

○篠原敏宏委員 今回の約8,000万円を頂くということで売り渡すわけですが、既に借地料を2,000万円頂いて、その分は差し引いてという説明がありましたけれども、原則はそういう計算をするようになっているのですか。

○産業政策課長 今回、今泉で定期借地をやっている土地の中で、購入申込みがあったのは最初のケースになっておりますので、前例がない状況ですが、事業者の支援という形も含めまして、今まで市に納めていただいている賃借料の部分については値引くというとおかしいですけれども、土地開発公社で立て替えていただける分は市

のほうで払えるものであれば、その部分は引いても差し支えないかということで市では考えておまして、その単価を提示させていただいたという状況です。

○委員長 よろしいですか。

○柴田博委員 今回の関係ですけれども、通常の不動産鑑定をして販売する場合と比べて、今回、今までの賃料プラス平成13年に売ったときの差額で売るということで、今回の販売価格と賃料を合わせたものが、通常の販売をした場合と比べたら安いのか高いのか、違うのであればどれくらい違うのか、その辺分かったらお願いします。

○産業政策課長 先ほども少しお話しさせていただきましたが、通常販売するのは、近くに売買実例がないものですから、不動産鑑定等は取っていない状況ですが、固定資産税の評価額が、この土地は平成18年から借りておまして、当時から現在まで、市の税務課で算出している中では大体35%くらい減っているような状況になっております。それを当時の1億から35%引いた額でいくと、大体6,600万円くらいになるかと思っておりますが、その額で販売してしまうと、大体1,300万円くらい、市の持ち出しが土地開発公社に返すときに発生してしまうものですから、それをなくすために、時点修正せずに当時の販売価格をベースに丸山化成に販売していくという段取りで考えております。

○柴田博委員 そうすると、購入していただくほうは、それだけ高いのを承知で買うということですか。

○産業政策課長 そのとおりです。

○柴田博委員 それと、まだ借地として残っている部分についての賃料はどういう形で。これも将来購入するかどうかは分からないけれども、購入する場合には、そのときまでの賃料を当然考慮して、残りの金額で販売するというのをそのままやるのですか。

○産業政策課長 今回が本当に最初の事例になりますので、できればそのような形で、今回を前例にしていきたいと考えております。

○委員長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、質疑を終了いたします。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第2号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第2号財産の処分については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第3号 市道路線の廃止及び認定について

○委員長 続きまして、議案第3号市道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。説明を求めます。

○建設課長 それでは、議案関係資料4ページからの議案第3号市道路線の廃止及び認定についてお願いいたします。

提案理由ですが、市道路線の廃止及び認定について、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものです。

概要につきましては、1路線を廃止し、新たに3路線を認定するものです。

まず、廃止し、新たに認定し直す路線ですが、高校東6号線です。場所につきましては6ページにありますが、高出、塩尻志学館高校の東側になります。民間の開発事業で3区画の造成事業がありまして、それに伴い市道の終点が変わりましたので、旧路線延長23メートルを一旦廃止いたしまして、新たに32メートルを認定するものです。道路幅員は4.5メートルとなり、この道路の雨水排水については道路脇の自由勾配側溝を介して、浸透ますでの処理となります。

4ページ、次に認定する路線は路線番号5414、町区十王堂南線です。場所につきましては、資料8ページにあります。塩尻町になりますが、国道153号線、仲町の交差点の北側になります。こちらも民間の開発事業で6区画の宅地造成があり、それに伴い市道認定するものです。路線延長35メートル、道路幅員は6メートルとなります。また、この道路の雨水排水についても道路脇の自由勾配側溝を介し、浸透ますでの処理となります。

4ページに戻りまして、もう1路線認定する路線は路線番号7343、床尾ワインの里線です。場所につきましては9ページ、宗賀床尾になります。床尾の詰め所の西側になりますけれども、こちらにつきましては市街化調整区域に都市計画法の地区計画制度を活用し、本市の土地開発公社が8区画の宅地造成を行いました。それに伴い市道認定するものです。路線延長は64メートル、道路幅員は6メートルとなります。また、この道路の雨水排水についても道路脇の自由勾配側溝を介し、浸透ますでの処理となります。

以上が、市道路線の廃止及び認定についての説明になりますが、参考といたしまして5ページにありますとおり、今回認定することによって、市道路線数は2路線増の2,549路線、総延長距離は108メートル増の89万8,314メートルになります。以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問があればお願いいたします。

○篠原敏宏委員 4ページの7343号、床尾ワインの里線、そもそも路線名はどこでどのように決定をしていますでしょうか。

○総務管理係長 周辺の小字ですとか公共施設、そういったものに近い名前をつけております。目安になるものを参考にしております。

○篠原敏宏委員 この床尾ワインの里線という名前にした由来を教えてください。

○建設課長 今回の土地開発公社でやった開発事業として、一帯の区画を床尾ワインの里という地区名で販売をするということで、その開発名称といったところで市道名に採用しています。

○柴田博委員 高校東6号線ですけども、幅員が4.2メートルから4.5メートルに広がっているのですけれども、それは既存部分も含めて広くしたということですか。

○建設課長 既存部分も含めて4.5メートルにしてあります。現地で、新たに市道認定するところを加えて、実際に実測しますと、当初の市道認定が4.2メートルになっていたのですが、既存部分が4.5メートルありますので、この際、修正を加えて4.5メートルにさせていただきました。

○委員長 よろしいですか。

それでは、質疑を終了いたします。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に議案に対する討論を行います。ありませんか

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第3号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第3号市道路線の廃止及び認定につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました議案審査は全て終了いたしました。なお、当委員会の審査結果報告書及び委員長報告につきましては、委員長に御一任願いたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

最後に、理事者側から挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○教育長 本日は御提案を申しあげました議案につきまして御審査を賜り、全ての議案に対しまして原案のとおりお認めをいただきました。誠にありがとうございました。

○委員長 ありがとうございました。

以上をもちまして、10月臨時会総務産業常任委員会を閉会といたします。お疲れさまでした。

午後2時55分 閉会

令和4年10月11日（火）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務産業常任委員会委員長 中野 重則 印